

前橋地方裁判所委員会（第9回）議事概要

（前橋地方裁判所総務課）

1 日時 平成18年10月30日（月）13：30～15：50

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

安中啓子，飯野真幸，大澤克博，久我泰博，高坂隆信，小林敬子，小林敬，
鈴木叡，高橋康三，富岡恵美子，深堀充，宮崎瑞穂，山口幸男，山崎恒

（事務局担当者）

民事首席書記官平澤憲雄，刑事首席書記官渡部高士，事務局次長及川節子
総務課長佐藤雅史，会計課長伊藤利明，総務課課長補佐押田美由貴

4 議事

意見交換等（テーマ「裁判員制度の実施に向けて，前橋地方裁判所はどのような点に取り組むべきか。」）

5 議事経過

意見交換に先立ち，裁判員裁判用に改修された1号法廷の見学を実施した。

（委員長）

1号法廷を見学された感想をお聞かせ願いたい。

（委員）

全体にシックな色調で統一されており，広い感じを受けた。白い壁も清潔な印象であり感じの良い法廷である。

ただし，傍聴席は狭い感じを受けた。

（委員）

傍聴席の数には何か決まりがあるのか。

（委員長）

決まりはなく，区々である。東京では100席ほどの傍聴席が設置された法廷も

ある。

また、新たに増築される法廷棟では60前後の傍聴席を用意することになっている。

(委員)

窓が無くて閉塞的な感じもある。窓があって外から明かりが入るような造りは駄目なのか。

(委員長)

明かり取りのために窓を設けてある法廷も例としてある。高崎支部の法廷には、明かり取りの窓があるものもある。

(委員)

個人的な感想だが、窓があった方が気分が安定すると思う。

(委員長)

それではここで、裁判員制度広報を含む当庁の広報の状況について、裁判所の方から説明させていただきたい。

(事務局)

まず、第1に、今年度は裁判所への見学者が明らかに増加している。

「開かれた裁判所」を目標に、裁判所では「裁判所見学会」をかなり以前から実施しているが、最近1、2年の参加者の増加は顕著であり、今年度は、本庁だけでも1月からの合計が1500人を超える見込みであり、広報担当者が日々対応に追われている。

平成15年には管内全体で871人だったのと比較すると、倍増ということになる。

参加者層も小学校、中学校、高校、専門学校、大学、民間企業、官公署関係と多岐にわたっている。また、いわゆる出張講義ということで、裁判官やその他の職員が出向いて行って講義を行うといった機会も増えている。

次に、広報行事の充実も進んできている。

裁判所の広報活動の大きな柱として、5月の憲法週間行事と10月の法の日週間行事の二つがあるが、最近はこれらの充実に力を注いでいる。

今年5月の憲法週間行事では、従来は本庁だけで実施していたものを管内全体で取り組もうということで、4つの支部においても広報用映画の上映会やパネル展示を実施した。

さらに、今月の法の日週間行事では、憲法週間では本庁のみで行った裁判員体験を4支部でも行い、本庁では2期日に拡大した。その結果、開廷数は3開廷から計8開廷に増え、裁判員役として参加した一般国民の方の人数は69人に達した。

なお、今回の行事では検察官や弁護士役を務める裁判所側のスタッフも相当数に上ったわけで、従来は刑事部や総務課のいわゆる広報担当者のみが駆け回っていたという状況から、遅まきながら裁判所を挙げて取り組んで行くという空気が生まれて来たという、副次的な効果があった。

また、今回の行事に当たっては、担当者がチラシやポスターを自治体等へ直接に持参したり、所長が群馬銀行、富士重工、ベイシア、ヤマダ電機等を訪問して幹部の方に協力をお願いするなどの試みを行ったほか、恒例となった群馬テレビへの裁判官の出演については、同テレビの御協力を得て、行事の期間中、1階ロビーにおいて番組を録画したビデオの上映も行った。

マスメディアの活用としては、行事の直前に新法廷のお披露目を行い、マスコミ各社に対し法の日週間行事の開催をPRしたり、桐生タイムズ等の地元紙に記事を載せてもらうなどの工夫を行っている。

今後も引き続き、裁判員体験を中心とした広報の充実を進め、その他のメニューについても更なる充実を図りたいと考えている。

最後に、昨年度実施した「裁判員制度全国フォーラム」を今年度も行うこととなり、上毛新聞との共催で2月3日(土)に期日が決まった。当日のパネルディスカッションでは、裁判員の選任手続等が取り上げられる予定であり、現在、パネリストの人選を急いでいるところである。

(委員)

学校関係の見学が多いようだが、学校の方で組織的に見学を行うような取組を行っているのか。

(委員)

組織だって進めているということではないと思う。裁判に関心のある先生がいると、生徒を引っ張ってきて傍聴などをさせているという感じだと思う。

(委員)

特定の企業が何度か来ているのも目立つ。こういった所は、何がしかの意識を持って裁判所への見学といったことに取り組んでいるのではないか。学校もさることながら、裁判員制度に関しては仕事をしている人、従業員を雇っている事業者にも関心を持ってもらい、制度の導入の前提として理解を得ていく必要があるのではないか。裁判所としてもその点を意識して、裁判員制度やその他の広報に取り組んでいく必要があるのではないか。

(委員長)

裁判所では、いくつかの企業を訪問して、仕事を持った人々が裁判員に参加しやすいように有給休暇制度を創設してもらえないかとのお願いをする取組みを始めたところである。

(委員)

検察庁の方でも検事正が企業へ出向いて行って説明をしていると聞いているが・・・。

(委員)

検察庁でも企業訪問に関しては積極的に取組みを進めている。検察庁の方が出歩くのに慣れてるので動きやすいという面はあると思う。

(委員)

裁判員制度広報に関しては、裁判所と検察庁とで連携をとったりはしているのか。

(委員長)

相互にこんなことをやる予定であるといった情報の交換を行っている程度である。今後は相互に連絡を取り合いながら，効果的にこの種の活動を進めていきたいと思っている。

（委員）

男女共同参画社会の関係では，これに資する制度を導入した企業を「ファミリーフレンドリー企業」というようなことで公表したりしている。

裁判員制度の関係でも，休暇制度の創設などで協力してくれた企業を公表したり，チラシの下の方に協力企業の名前を入れるといったことも考えられるのではないかな。

（委員）

裁判員制度への参加というのは，特に理由がない限り応じていかなければならないのであり，そうだとすれば就業規則までいってもおかしくないと思う。印象として述べさせてもらえば，新しい制度の導入に当たってそういった手当がされていくのは社会の流れとして不思議ではないし，実際にできるかどうかという問題はあるが，もっと議論が出て良いのではないかな。制度の実施に必要なならば，やらざるを得ないと思う。

（委員長）

裁判員制度の導入に向けての取組は，制度自体の周知から，環境整備，すなわち国民が裁判員として参加しやすいようにするためにどのような態勢を整えていくことが必要なのかという点に移ってきていると考えている。例えば，会社に勤めている人が参加しやすいように，裁判員制度に参加するための休暇制度を創設するといったことや，介護を要する人，子供の育児をしている人が参加しやすいようにするために，どのようなことが可能なのかといった点である。そこで，裁判所としては，企業への働きかけを行ったり，介護や育児を支援する制度の利用について自治体への働きかけを行ったりといった取組を始めている。

（委員）

裁判員制度の関係で呼出しを受けて、その途上で事故にあたりした場合には補償を受けられるのか。

(事務局)

そのような場合の対応についても中央で検討はされていると思うが、今のところまだ確定はしていない。

(委員)

調停委員などの場合、その身分に基づいて適用があるのではないか。

(委員長)

裁判員については、調停委員のように公務員としての身分を取得することにはならないので、直ちには同じように扱うことにはならないと思われる。

(委員)

しかし、裁判員については、裁判官と同じ立場で裁判に関わっていくわけだし、調停委員が何がしかの補償を受けられるのだとすれば、裁判員についても出頭するときの事故について補償が受けられても良いような気がするが。

(委員)

保険を掛けるということは考えられるのではないか。公務災害が無理だということであれば、何かそのための保障制度を作っておけばよいのではないか。

(委員)

事故が起これば、即問題になることだと思う。

(委員長)

この点は研究してみたいと思う。

(委員)

基本的には自己責任だと思うが、負担軽減措置として可能なのであれば検討して欲しいと思う。

(委員)

育児をしている人が参加しやすいように自治体に働きかけて支援のための制度を

利用しやすくするといった話があったが、その種の施設等を利用すれば費用も掛かる。国民としての義務を果たそうとしている人に、自分でやりなさいというのはちょっと酷なのではないか。情報提供のみでなく、費用の保障もできるとよいのではないか。親が乳幼児を殺害した事件などの裁判で、夜中に授乳をしなければならない苦労などを分かっている、子育てをしたことのある人が参加して、その経験を踏まえて意見を述べるというようなことが裁判員制度の導入後は出てくるわけで、大変よいことだなと思っている。そういった観点からも、必要な手当は是非検討して欲しい。

(委員長)

予算が絡むので難しい問題があるが、御趣旨は理解できる。参考にさせていただきたい。

それではここで、裁判員の選任手続について、事務局に概略の説明をお願いします。

<事務局から選任手続の流れ、除外事由等について概略を説明>

(委員長)

現時点では、選任手続に関してはまだ検討しなくてはならない課題が残されている。今後、制度の実施までにそれらの課題に答えを出していかなくてはならない。説明を聞いて、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

(委員)

決まっていない部分がずいぶんあるのだなという印象を受けた。

(委員)

1件6人の裁判員を選ぶために50人もの人を呼び出さなくてはならないというのが理解できない。12, 3人とかにできないのか。

(委員長)

当事者双方がそれぞれ4人ずつは理由無く不選任とすることができるので、逆算すると最低で6人足す8人の14人呼び出せばよいことになるが、実際には辞退者が出たり、欠格事由等が判明したりすることもあるので、ある程度余裕を見込んで

おく必要がある。どの程度の人数を呼び出せば必要な裁判員を確保できるのかは、まだ読めないというのが現状である。欠格事由や辞退事由については、呼び出してから判明することになるので、当日になって人数が足りないということになっては困る。その点は運用してみないと分からないという面もあり、やっていくうちに大体の傾向が見えてきて、適正な人数に抑えていくことができると思っている。

(委員)

予備調査を行うとのことだが内容は決まっているのか。

(委員長)

まだ確定はしていない。

(委員)

仕事の種類等によっては忙しい時期とそうでない時期があると思う。この時期ならば大丈夫だが、この時期は駄目といったような希望をあらかじめ聞いて、それを基に呼び出すというようなことをした方がよいのではないか。

(委員)

呼び出されて、待たされたあげくに選ばれませんでした、帰って結構ですと言われる人もいるということか。

(委員)

そういうことになる。

(委員)

「出頭しなさい」と言って呼びつけておいて、6人決まったからもう結構です、帰ってくださいでは済まないのではないか。何らかの説明をしないと、それでは普通の社会では通用しないと思う。

(委員長)

そういうこともあって、全員にひととおり面接を行って、その上で選任を行った方がよいのだろうという考え方がある一方、それだと長時間拘束されることになるので、必要な人数が確保できた時点で解放してもらった方が早く帰れていいという

考え方もある。

(委員)

その点は呼び出す時間帯をずらすということもあるのではないか。

(委員長)

確かにそれもひとつの方法だと思う。

(委員)

呼び出されたのに結局何もなしで帰らせるというのは確かに失礼だと思う。

ただし、あらかじめ趣旨等を説明して、かくかくしかじかだと言っておけば、ある程度理解は得られるのではないか。

(委員)

面談や質問は一人一人行うのか。

(委員長)

そうである。

(委員)

裁判官，検察官，弁護士が全部入って1人何分かずつ聞くことになると，3分では終わらない。これは大変な時間が掛かる。

(委員)

事件の内容もそのとき初めて知られるということなのか。

(委員長)

被告人との身分関係の有る無しといったことも問題になるので，事件の内容も，ある程度の概括的なことは，選定手続の際に，オリエンテーションのような形で全員に対して説明するというようなことになると考えている。

(委員)

選定手続は何日か掛けて行うのか。

(委員長)

想定としては，午前中一杯くらいを掛けて行い，午後からは審理に入るというよ

うなことを考えている。

(委員)

午前中というと2時間くらいということになるが、仮に一人当たり2分で質問したとしても、50人呼べば100分、1時間40分は掛かることになる。説明の時間なども含めると本当にそれでできるのか。

(委員長)

なかなか全員が出頭してくれるという訳にはいかないと思う。7、8割くらいなのではないか。

(委員)

10分でとって計画しても、実際にやってみるとそうはいかないものである。人の入れ替えにも時間が掛かるし、10分と考えていても、15分は掛かるのが普通である。

(委員)

班分けをして並行的に進めるといったことはしないのか。

(委員長)

それは考えていない。

(委員)

そうなるとそれだけの人数を面接するのは不可能なのではないか。

(委員)

しかし、呼び出されてせっかく出向いてきたのに、会ってもくれないなんて、それはあり得ないのではないか。

(委員)

時間帯をずらすというのは一つの方法だと思う。朝からずっと待たされるというのでは納得してもらえないと思う。

(委員長)

その意味では予備調査であるとか、質問票などによって、ある程度可能性のある

人に絞り込んで、できるだけ少ない人数に来てもらうということが必要になってくると思われる。

(委員)

呼び出された日から審理が始まって、引き続き翌日からも拘束されるとなると、あらかじめ選ばれた場合のことを考えて、アレンジしておかざるを得ないと思うが、そうやって用意した挙げ句、選ばれませんでした、来なくて結構ですということになってしまうのではないか。例えば、医師などの場合、そんなことではとても無理なのではないか。

(委員長)

確かにそういう問題もあり、選任手続は別の日に行って、改めて来てもらうという考え方もある。ただし、それだとせっかく出向いて来ているのに、1日無駄になってしまうという意見もある。

(委員)

手続のことが分かれば分かるほど、これは難しい問題を含んでいる。

(委員)

面接は当該事件の担当裁判官らが行うことになるのか。

(委員長)

当該事件の担当裁判官3人、検察官、弁護士が行うことになる。質問は裁判長からすることになる。

(委員)

それだけの人数を相手に面接を受けるのは相当なプレッシャーだと思う。

(委員)

アンケートによればやりたくないと思っている人が多いということだし、あらかじめきちんと説明しておけば、必要な数が確保できたらそこで打ち切って帰ってもらうということでも良いのではないか。

(委員)

そうなるとう面接の順番の問題も出てくる。後の方になれば選ばれない確率が高くなる。くじ引きで順番を決めるというようなことになるのだろうか。

(委員)

呼出し時刻に遅れたら後に回されるのだろうかから、始めからそのつもりで遅れてきて、渋滞で遅くなりましたというような人も出てくるのではないか。

(委員)

話は変わるが、「呼出し」とか、「出頭」といった言葉が使われているが、適切なのだろうか。知れば知るほど裁判員にはなりたくないという意見も聞かれる中で、書面が来てみるとそういった言葉が使われているというのはどういうものだろうか。庶民感覚からすると、きつい印象を受ける。

(委員長)

実際の運営の場面ではそういった点には十分な配慮をしていきたいと思っている。

(委員)

広報の点だが、説明資料を見ると、小学校、中学校、高校からの参加が多くを占めている。そういった方面への広報も必要だが、問題をもっとしっかりと理解して考えることのできる大人、また参加の点で一番問題になってくる民間企業の社員等への広報にも力を割くべきなのではないか。

(委員長)

おっしゃるとおりだと思う。ただ、この資料の数字は来庁者、見学者ベースの数字であり、ここには現れてこない出張講義では企業等にも出向いている。

(委員)

中小企業も労働者全体の中では多くの部分を占めており、きめ細かな対応が必要だと思う。

(委員長)

本日は、色々と参考になる意見を頂戴し、大変に有意義な意見交換だったと思う。

裁判員制度については、まだまだ検討しなければならないこともあり、今後とも御意見をいただきたいと思う。

次回の委員会については、予定どおり「法教育」を取り上げることとしたいと思うがいかがか。

(各委員異論なし)

以上